

- 湾灘協議会は、現在5県で計7協議会が設置されている。

府県	協議会等の名称
兵庫県	播磨灘等環境保全協議会
岡山県	播磨灘・備讃瀬戸環境保全岡山県協議会
広島県	東部湾灘協議会(備後灘・備讃瀬戸)
	中部湾灘協議会(安芸灘・燧灘)
	西部湾灘協議会(広島湾)
山口県	山口県瀬戸内海環境保全協会
香川県	かがわ「里海」づくり協議会

関係府県に対する湾灘協議会、その他協議会の設置状況に係る調査結果(1)

湾灘協議会、その他協議会の設置状況等について、令和元年11月に瀬戸内海関係13府県を対象に調査した結果を再掲する(中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会第19回資料2-2より)。

(1) 湾・灘協議会の設置後の課題

- 府県計画の内容が多岐にわたるため効果的・効率的な協議運営が必要。
- 湾・灘ごとに課題があるが、湾・灘ごとの細やかな施策の検討は困難。
- 協議会運営に係る人的、財政的コストの確保が必要。
- 湾・灘協議会の目的を明確にする必要がある。

(2) 湾・灘協議会の設置が困難な理由

- 海域環境について意見交換を実施するような基盤となる会議体が現在存在しない。
- 瀬戸内海環境保全計画が広範囲であるため、取り扱う議題の設定・議論の深掘りが難しい。
- 湾・灘協議会の設置意義が関係者間で統一できていない。
- 県民の意見聴取を行う場が既に存在していることから新たに設置する目的がない。
- 協議会運営に係る人的、財政的コストの確保が必要。

(3) 府県境界をまたぐ湾・灘協議会を設置する場合の課題

- 府県をまたぐ湾・灘協議会は関係者が更に増え、合意形成が困難。
- 府県をまたぐ共通の課題がない。

関係府県に対する湾灘協議会、その他協議会の設置状況に係る調査結果(2)

- (4) その他、自然再生推進法、水循環基本計画、気候変動適応計画等の瀬戸内海の環境保全と関連が強い分野での既存の協議会等の設置状況
以下の協議会等についての調査回答があった。

(法律に基づく協議会)

- 地球温暖化対策地域協議会
「地球温暖化対策の推進に関する法律」第40条に基づき設置された協議会。
- 気候変動適応広域協議会
「気候変動適応法」第14条に基づき設置された協議会。
- 自然再生協議会
「自然再生推進法」第8条に基づき設置された協議会。
- 海岸漂着物対策推進協議会
「海岸漂着物処理推進法」第15条に基づき設置された協議会。

(その他協議会)

- 大阪湾再生推進会議、広島湾再生推進会議
関係省庁・地方公共団体等が連携して、湾の再生を図るための行動計画を策定し、その効果的な推進を行う会議体。
- 水質汚濁対策連絡協議会
河川及び水路などの公共用水域等に係る水質汚濁対策及び環境保全のために、国や県、沿川自治体などの連絡調整を図ることを目的に水系ごとに設置されている協議会。
- 県民会議(* 府県によって様々な名称で設置)
県内の学識経験者や環境関係の団体・事業所等で構成される会議体。